

東京立正高等学校海外留学制度について

グローバル化が加速する社会の中では、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神を身に付けた国際的に活躍できる「グローバル人材」を育成する上で、高校生の時期に海外での体験を得ることは極めて重要であると言えます。本校では生徒たちが安心して体験できるように海外留学制度を構築し、留学規程を作りました。

1. 外国の高等学校において学ぶ場合の扱い：2種類

- (1) 「留学」：本校を休学せずに留学する場合
- (2) 「ターム留学」：1学期期間（3学期）での留学とする場合

2. 「留学」又は「ターム留学」への条件

- (1) 外国の高等学校において教育を受けることが教育上有益であると認められること
- (2) 留学する高等学校が当該国において正規の後期中等教育機関であること
- (3) 「留学」の期間が概ね1年以上であること
「ターム留学」の期間は3か月以内であること
- (4) 本校における成績及び生活態度が良好であること

* 東京都私学財団の「海外留学推進助成事業」を活用して保護者負担を軽減することができます。